

戸籍謄本等の交付申請書【郵送請求用】

(宛先) 入間市長

令和 年 月 日

1. 申請者（郵送請求をする方）はどなたですか

住 所			
氏 名	フリガナ.....	電話番号	☎ ※9:00~17:00 に連絡がつく番号
関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※申請者と対象者のつながりを証明するもの（戸籍謄本等のコピー、委任状等）を同封してください。
（申請者と対象者の関係が入間市にある戸籍でわかる場合には省略できます）

2. どなたの戸籍等が必要ですか

本籍地	「埼玉県入間郡」は、入間市の本籍ではない場合があります。請求前にご確認ください。 埼玉県入間市		
筆頭者 (戸籍の最初 に書いてある方)	フリガナ.....	※筆頭者は亡くなられても変わりません 明・大・昭・平・令 年 月 日生	
対象者	フリガナ.....	明・大・昭・平・令 年 月 日生	

3. 留意事項（※2週間以内に戸籍の届出をしている方は記入ください）

年 月 日に 届を提出 (市役所)	
--------------------	--

4. 必要な証明書に☑を入れて通数を記入してください

区分等	手数料	全員（謄本）	一部（抄本）
<input type="checkbox"/> 現在の戸籍	450円	通	通
<input type="checkbox"/> 除籍謄本等	750円	通	通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	750円	通	通
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	200円	通	通
		その他記載事項（追加で必要な項目に☑を記入してください） <input type="checkbox"/> 本籍地・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報 ※平成19年3月10日以前の証明書は本籍地・筆頭者の省略ができません。	
<input type="checkbox"/> 身分証明書	200円	通	
<input type="checkbox"/> 独身証明書	200円	通	
<input type="checkbox"/> その他	電話でご確認ください	通	具体的にご記入ください

5. 使いみちと必要な範囲に☑を入れてご記入ください

使いみち	提出先（〇〇年金事務所等）：		
必要な範囲 (未記入の場合は 最新のもののみ)	(続柄) _____ の	<input type="checkbox"/>	の記載のあるもの
		<input type="checkbox"/>	から _____ まで
		<input type="checkbox"/>	その他 ()

郵送チェックリスト

申請書に必要事項を記入しましたか。

本人確認書類（コピー）は入れましたか。

【1点で良いもの】

運転免許証 マイナンバーカード 在留カード

※マイナンバーカードを使用される方は顔写真の面のみを送付してください。

【2点必要なもの（イ2点またはイとロ1点ずつの組み合わせ）】

イ) 健康保険証 介護保険証 年金手帳（証書）

ロ) 旅券（パスポート） 学生証 会社の身分証明書

※健康保険証を使用される方は保険者番号、記号・番号を黒塗りし送付してください。

返信用の封筒は入れましたか。

返信切手は貼ってありますか。（ ）円

返送先は、申請者の住民登録地（本人確認書類にある住所）となっていますか。

定額小為替は入れましたか。※定額小為替には何も記入しないでください。

手数料の総額はいくらですか。（ ）円分

釣銭のない金額ですか。

請求できる根拠（疎明資料）は入れましたか。

※対象となる方ご本人が申請される場合には不要です。

請求対象者の自筆による委任状（住所・氏名・押印・連絡先を記載してください）

相続等の発生が証明できるもの（死亡記載のある戸籍謄抄本、住民票の除票など）

請求対象者と申請者のつながりのわかる戸籍謄抄本のコピー（入間市外の場合）

裁判所等の通知

その他（ ）

※権利または義務の発生原因、内容、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由が分かるもの

◆婚姻等で除籍になる前の戸籍の証明について

婚姻等により前の戸籍を取る場合、前の戸籍に在籍の方がいるかいないかで請求する証明が変わります。

例えば、父母姉弟の4人家族で、姉が婚姻によって除籍された（夫と新しい戸籍を作った）後で、前の戸籍が必要となったとき

- | | | |
|------------------------------|---|---------------|
| 1. 父母弟のうちどなたか一人でも前と同じ戸籍に居る場合 | ⇒ | 「現在の戸籍（450円）」 |
| 2. 残った家族（父母弟）で、他の市町村に転籍した場合 | } | 「除籍謄本等（750円）」 |
| 全員が除籍（死亡または婚姻等）となった場合 | | |